

○重度障害者等福祉手当支給要綱

昭和50年10月2日告示第38号

**改正**

昭和53年9月1日告示第34号

昭和57年3月26日告示第16号

昭和57年7月10日告示第31号

昭和58年12月14日告示第54号

昭和59年8月24日告示第32号

昭和60年7月15日告示第42号

昭和61年9月25日告示第42号

昭和62年5月18日告示第30号

昭和63年5月25日告示第47号

平成7年3月30日告示第24号

平成7年6月26日告示第57号

平成11年3月29日告示第26号

平成12年3月31日告示第16号

平成14年9月30日告示第43号

平成16年6月30日告示第35号

平成19年3月30日告示第33号

平成28年3月18日告示第22号

重度障害者等福祉手当支給要綱

(趣旨)

**第1条** 市長は、ねたきり身体障害者及び重度知的障害者（以下「障害者」という。）又はその養護者が障害ゆえに生ずる負担を軽減するため、重度障害者等福祉手当（以下「手当」という。）を支給し、福祉の増進を図るものとする。

(用語の定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ねたきり身体障害者 居宅においておおむね6ヶ月以上常に臥床し、入浴、食事、排便等の日常生活のほとんどに人手を要する20歳以上65歳未満の身体障害者

(2) 重度知的障害者 知事が交付する療育手帳でその程度がの1, の2 (を含む。), Aの1 若しくはAの2と判定され, 又は障害者相談センター長の発行する判定書において重度と判定された20歳以上の在宅の知的障害者

(3) 養護者 障害者と同居し, かつ, 生計をともにし, 現に日常生活上必要な介護をする者  
(支給条件)

**第3条** 手当の支給を受けることができる者は, 本市の区域内に住所を有する障害者又は養護者とする。

2 前項の規定にかかわらず, 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第26条の2に規定する特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条に規定する福祉手当を受給している者及び介護保険法(平成9年法律第123号)第18条に規定する介護給付(当該年度を通算して7日以内の短期入所生活介護及び短期入所療養介護を除く。)を受給している者並びにこれらの者の養護者には, 支給しないものとする。

3 第1項の規定にかかわらず, 障害者若しくは養護者又はその配偶者若しくはその生計を維持する民法上の扶養義務者の前年の所得税課税所得金額(各種所得控除後の額)が当該月の特別障害者手当の所得制限限度額を超える者には支給しないものとする。

(手当の額)

**第4条** 手当の額は, 障害者1人につき月額8,650円とする。

2 手当は, 毎年3月, 7月及び11月の3期にそれぞれの月までの分を支払う。ただし, 支給すべき事由が消滅した場合における手当は, その支給月でない月であっても支払うものとする。

(支給申請及び決定等)

**第5条** 手当の支給要件に該当する者が手当の支給を受けようとするときは, 重度障害者等福祉手当支給申請書(別記第1号様式)及び重度障害者等現況届(兼支給台帳)(別記第2号様式。以下「現況届」という。)により市長に申請しなければならない。

2 市長は, 第1項の申請書を受理したときは, 審査の上支給の可否を決定し, その旨を重度障害者等福祉手当支給決定(申請却下)通知書(別記第3号様式)により当該申請者に通知する。

3 手当の支給は, 第1項の規定による申請を受けた日の属する月の翌月(この日が月の初日であるときは, その日の属する月)から始め, 支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

(現況届)

**第6条** 手当の支給を受けている者(以下「受給者」という。)は, 毎年4月1日から同月30日までの間に, その年の4月1日における現況届を市長に提出しなければならない。

(住所、氏名の変更届)

**第7条** 受給者は、本市の区域内において住所又は氏名を変更したときは、14日以内に住所(氏名)変更届(別記第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(支給事由の消滅)

**第8条** 受給者は、手当の支給を受けるべき事由が消滅したときは、速やかに支給事由消滅届(別記第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(手当支給の制限)

**第9条** 市長は、受給者が次の各号の一に該当するときは、手当の額の全部又は一部を支給しないことができる。

(1) 正当な理由がなく第13条の規定による命令に従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に応じなかったとき。

(2) その他市長が支給することが適当でないと認めたとき。

(手当支払の一時差止め)

**第10条** 受給者が正当な理由がなく第6条の規定による現況届を提出しないときは、手当の支払を一時差し止めることができる。

(未支給の手当)

**第11条** 障害者が死亡した場合において、その者に支給すべき手当で未支給のものがあるときは、養護者に手当を支給することができる。

(手当の返還)

**第12条** 市長は、偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者がいるときは、その者に対し既に支給した手当の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(実態調査)

**第13条** 市長は、必要があると認めるときは、第5条の規定による申請をした者又は受給者に対して支給すべき事由の有無の決定に必要な書類を提出すべきことを命じ、当該職員をしてこれらの事項に関し受給者その他の関係者に質問させることができる。

## 附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

(手当の支給に関する経過措置)

2 この告示施行の際現に18歳以上20歳未満の者でねたきり老人等介護手当支給要綱(昭和47年告

示第31号) に基づき手当の支給を受けている者については、第2条第2号及び第3号の規定にかかわらず、継続して受給資格を有するものとする。

(告示の一部適用)

3 第3条第1項の障害者の規定については、昭和50年10月1日から適用する。

(手当の内払)

4 養護者がねたきり老人等介護手当支給要綱の規定に基づいて、昭和50年4月1日からこの告示の施行の日の前日までの間に支払を受けた介護手当については、この告示に基づく手当の内払とみなす。

(ねたきり老人等介護手当支給要綱の廃止)

5 ねたきり老人等介護手当支給要綱は、廃止する。

**附 則** (昭和53年9月1日告示第34号)

この告示は、公示の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

**附 則** (昭和57年3月26日告示第16号)

この告示は、公示の日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

**附 則** (昭和57年7月10日告示第31号)

この告示は、公示の日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

**附 則** (昭和58年12月14日告示第54号)

この告示は、公示の日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

**附 則** (昭和59年8月24日告示第32号)

この告示は、公示の日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

**附 則** (昭和60年7月15日告示第42号)

この告示は、公示の日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

**附 則** (昭和61年9月25日告示第42号)

この告示は、公示の日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

**附 則** (昭和62年5月18日告示第30号)

この告示は、公示の日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

**附 則** (昭和63年5月25日告示第47号)

この告示は、公示の日から施行し、改正後の重度障害者等福祉手当支給要綱の規定は、昭和63年4月1日から適用する。

**附 則** (平成7年3月30日告示第24号)

この告示は、平成7年4月1日から施行する。

**附 則**（平成7年6月26日告示第57号）

この告示は、公示の日から施行する。

**附 則**（平成11年3月29日告示第26号）

この告示は、平成11年4月1日から施行する。

**附 則**（平成12年3月31日告示第16号）

この告示は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則**（平成14年9月30日告示第43号）

この告示は、公示の日から施行する。

**附 則**（平成16年6月30日告示第35号）

この告示は、平成16年8月1日から施行する。

**附 則**（平成19年3月30日告示第33号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**（平成28年3月18日告示第22号）

この告示は、公示の日から施行する。

## **別記**

**第1号様式**（第5条第1項）

**第2号様式**（第5条第1項及び第6条）

**第3号様式**（第5条第2項）

**第4号様式**（第7条）

**第5号様式**（第8条）